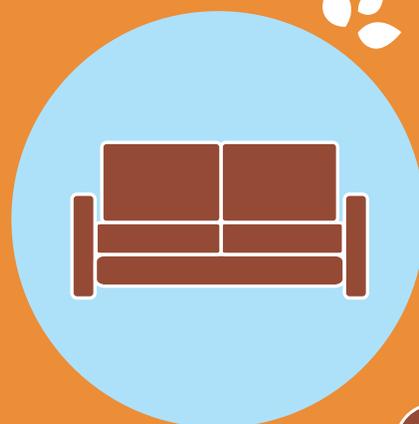


居住用

家財総合 保険ワイド



 JPMCグループ

みらい少額短期保険株式会社

1

住宅賠償責任範囲の拡大(個賠)

入居室内から日常生活まで対象範囲を拡大します。

現行、「借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故」に限定されている住宅賠償の担保範囲を「被保険者の日常生活に起因する事故」まで対象となるよう拡大し、通常の個人賠償の担保範囲まで補償いたします。

お支払いできる場合

- 自転車に乗っていて、歩行者にぶつかりケガを負わせてしまった。
- 野球をしていて、うっかり他人の家の窓ガラスを割ってしまった。
- ショッピング中に陳列品を誤って落として割ってしまった。

お支払いできない場合

- 自動車を運転中に歩行者と接触してケガを負わせてしまった。
- 被保険者が仕事で訪問した取引先で花瓶を落としてしまった。

2

遺品整理費用補償特約

被保険者が借用住宅内で亡くなられ、遺品整理費用が発生した場合、最大30万円請求することができます。

被保険者が借用住宅内で死亡し、賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品の整理を行うべき者が遺品整理のための費用を支出した時に保険金(最大30万円まで)をお支払いいたします。

お支払いできる場合

- 被保険者が借用住宅内で亡くなった場合、ご請求できる方は、連帯保証人、もしくは法定相続人となります。
- ⇒事故の通知日から、30日経過後、連帯保証人もしくは法定相続人から保険請求なければ、借家人賠償責任保険金としてお支払いいたします。(被保険者死亡時における借家人賠償責任補償に関する特約による)

お支払いできない場合

- 被保険者が借用住宅内以外で死亡した場合。

3

死亡事故時修理費用補償拡大特約

被保険者が借用住宅内で亡くなられ、借用住宅の汚損等の損害についての補償を最大70万円まで請求することができます。

被保険者が借用住宅内での死亡により、借用住宅に損害を与えた場合、清掃費用・消臭費用など死亡事故による汚損・破損の修理費用を補償いたします。(最大70万円)

お支払いできる場合

- 被保険者が借用住宅内で亡くなられた場合、ご請求できる方は、連帯保証人、もしくは法定相続人となります。
- ⇒事故の通知日から、30日経過後、連帯保証人もしくは法定相続人から保険請求なければ、借家人賠償責任保険金としてお支払いいたします。(被保険者死亡時における借家人賠償責任補償に関する特約による)

お支払いできない場合

- 死亡に起因しない借用住宅の損害。
- 死亡より下落した家賃の損害。

4

借家人賠償責任補償拡大特約(免責金額無し)

この特約を追加されると、以下の対象部位の損害について免責3万円が適用されません。

この特約が付帯された場合には、借家人賠償の「火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水事故、または溢水以外の偶然な事故」により、次の部位に生じた損壊に対する賠償責任については、免責金額(3万円)を適用しません。

適用できる主なケース

- ドライヤーを落とし、洗面台にヒビが入った。
⇒修理費用:78,000円で全額保険対応。
- 浴室で転倒し、浴槽がヒビ割れてしまった。
⇒修理費用:120,000円で全額保険対応。
- 室内で滑ってしまい、窓側の取付けガラスを割ってしまった。
⇒修理費用:28,000円で全額保険対応。

【対象部位】洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物

【対象部位】取付けガラス

最大30万円まで補償されます。

適用できない主なケース

- 左記対象部位以外の
その他偶然な事故の場合。
(免責金額3万円適用)

5 給湯器凍結破損時等修理費用補償特約

借用住宅の給湯器または便器が凍結によって損害を受け、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を補償いたします。

この特約が付帯された場合には、借用住宅に備え付けられた給湯器または便器に凍結により生じた損害(破損修理費用・使用不能状態の解冻費用)を補償します。(最大30万円)

適用できる主なケース

- 給湯器の凍結による損害。
- 凍結による便器のひび割れ。
- 給湯器・便器の解冻費用。

適用できない主なケース

- 共有部の専用水道管は補償対象外。
- 給湯器・便器の劣化や老朽化が原因の場合。

ワイド特約を追加いただくと

こんなに補償が**大き**くなります

補償内容	従来の補償	ワイド特約	
		対応番号	内容
個人賠償	×	①	○
遺品整理費用	×	②	○ (30万円限度)
借用住宅内での被保険者の死亡による清掃費用	○ (30万円限度)	③	○ (70万円限度)
窓ガラス・浴槽・洗面台・便器の損壊の修理費用	△ (免責額3万円)	④	○ 免責無し (30万円限度)
凍結による借用住宅に設置された給湯器、便器における損害	×	⑤	○ (30万円限度)

詳しくはパンフレット、重要事項説明書(契約概要)および契約のしおりをご確認ください。